

名古屋港管理組合公報

令和2年4月1日
(水曜日)
第20号

目次	頁
○特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
○専任副管理者の給与に関する条例	8
規 則	
○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	9
○名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	10
告 示	
○平成30年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	11
○平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	12
○令和2年度名古屋港管理組合予算の要領	13
○令和元年度名古屋港管理組合補正予算の要領	20
訓 令	
○名古屋港管理組合事務決裁規程等の一部を改正する規程	23
監 査 委 員 事 項	
○名古屋港管理組合監査委員監査基準の制定について	23

条 例

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第二号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第一条中「特別職の」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、特別職及び一般職の非常勤の」に、「特別職員」を「非常勤の職員」に、「給与及び報酬」を「報酬、費用弁償及び期末手当」に、「給与等」を「報酬等」に、「並びに費用弁償」を「の額並びにその支給方法」に改め、同条に次の一号を加える。

五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）

第二条を削る。

第三条の見出しを削り、同条第一項中「監査委員」を「非常勤の職員の報酬の額は、監査委員」に、「第一条第四号」を「前条第四号」に、「特別職員には、報酬を別表第二のとおり支給するもの」を「職員にあつては別表第一、会計年度任用短時間勤務職員にあつては別表第二のとおり」に改め、同条第二項中「別表第二に掲げる特別職員」を「別表第一に規定する職員」に、「特別職員を任命した」を「前条第四号に掲げる職員を任用する場合その他特別の事情があると認める」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定にかかわらず、管理者は、職務の性質その他の理由により別表第二に定める報酬の額により難い前条第五号に掲げる職員を任用する場合には、勤務一時間当たり四千三百四十八円を超えない範囲内で、報酬の額を定めることができる。

第三条を第二条とし、同条の前に見出しとして「（報酬の額）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条 会計年度任用短時間勤務職員には、前条に定める報酬に加え、給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）第十条の二、第十一条の二、第十二条及び第十四条から第十七条までに規定する手当に相当する報酬を支給する。ただし、任命権者が定める者については、この限りでない。

2 前項の規定により支給する報酬の額は、同項に掲げるそれぞれの規定の適用を受ける職員の正規の勤務時間及び手当の額並びに当該会計年度任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を考慮して、管理者が定める。

第四条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四条 月の初日以外の日に非常勤の職員（報酬を月額により定める者に限る。以下この条において同じ。）となつた者には、その日から報酬を支給する。

2 非常勤の職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで報酬を支給する。

3 前二項の規定により報酬を支給する場合における報酬の支給額は、その月の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第四条の二を削る。

第六条を第十一条とする。

第五条第一項中「特別職員（専任副管理者を除く。）」を「非常勤の職員」に改め、「ときは」の下に「その旅行につい

て」を加え、同条第二項中「別表第二及び別表第三」を「別表第一から別表第三まで」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第三条第三項」を「第二条第二項」に改め、「第二項の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加え、同条を第六条とする。

3 前二項に定めるもののほか、職務を行うために必要な費用として、非常勤の職員に対して、給与条例第十一条に規定する手当に相当する費用弁償を支給することができる。

4 前項の費用弁償の額は、給与条例第十一条の規定の適用を受ける職員の一箇月当たりの通勤所要回数及び手当の額並びに当該非常勤の職員の一箇月当たりの通勤所要回数を考慮して、管理者が定める。

第四条の次に次の一条を加える。

(報酬の減額)

第五条 会計年度任用短時間勤務職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があつた場合(管理者が定める場合を除く。)を除くほか、管理者が定めるところにより、その勤務しない期間につき報酬を減額するものとする。第六条の次に次の四条を加える。

(期末手当)

第七条 会計年度任用短時間勤務職員(管理者が定める者に限る。)には、期末手当を支給する。

2 前項の規定により支給する期末手当の額は、給与条例第二十一条、第二十一条の四及び第二十一条の五の規定を準用して算定する。この場合において、給与条例第二十一条第五項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは、「報酬(特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)第二条に規定する報酬に限る。)及びこれに対する地域手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

(報酬等の支払)

第八条 この条例に基づく報酬等は、現金で支払うものとする。ただし、非常勤の職員から申出があつたときは、報酬等の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

2 報酬の計算期間(以下「報酬期間」という。)及び報酬期間ごとの報酬の支給額並びに報酬等の支給日は、管理者が定める。

(災害補償との関係)

第九条 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない非常勤の職員には、その勤務することができない期間中、期末手当を除き、この条例に定める報酬及び費用弁償(給与条例第十一条に規定する手当に相当する費用弁償に限る。)は支給しない。

(報酬及び期末手当からの控除)

第十条 非常勤の職員に報酬及び期末手当を支給する際、その報酬及び期末手当から控除して支払うことのできるものは、別に法律及び条例で定めるものを除き、次に掲げるとおりとする。

一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づき設立された名古屋市職員共済組合に対する貯金で、毎月引き続き一定の額により預入れをするもの

二 法に基づき愛知県人事委員会の登録を受けた職員団体がその団体の運営のための経費としてその構成員である非常勤の職員から徴収する金額

三 丸八信用組合に対する預貯金又は貸付金の月賦弁済金及び利息

四 前三号に規定するもののほか、報酬及び期末手当から控除する必要があるものと認めて管理者が定めるもの

付則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

付則第二項を次のように改める。

(会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額の特例)

2 会計年度任用短時間勤務職員のうち、管理者が定める勤務一時間当たりの報酬額が当該職員に適用される最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の報酬の額は、当分の間、第二条及び別表第二の規定にかかわらず、管理者が定める額とする。

付則第三項から第五項までを削る。

別表第一を削る。

別表第二中「第三条及び第五条」を「第二条、第六条」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二 (第二条、第六条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第六条第十一項第一号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、当該会計年度任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)	給与条例に定める行政職給料表の職務の級が一級に相当するとして、旅費条例の規定を準用して算定した額
住民対応業務等の補助的業務又は	当該会計年度任用短時間勤務職員	給与条例に定める行政職給料表の

<p>専門資格を要する補助的業務を行う者</p>	<p>が給与条例第六条第十一項第二号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額</p>	<p>職務の級が一級に相当するとして、旅費条例の規定を準用して算定した額</p>
<p>内部事務等の補助的業務を行う者</p>	<p>当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第六条第十一項第三号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額</p>	<p>給与条例に定める行政職給料表の職務の級が一級に相当するとして、旅費条例の規定を準用して算定した額</p>
<p>技能労務業務の補助的業務を行う者</p>	<p>当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第六条第十二項第一号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額</p>	<p>給与条例に定める行政職給料表の職務の級が一級に相当するとして、旅費条例の規定を準用して算定した額</p>
<p>簡易な補助的業務を行う者</p>	<p>当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第六条第十一項第四号又は同条第十二項第二号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額</p>	<p>給与条例に定める行政職給料表の職務の級が一級に相当するとして、旅費条例の規定を準用して算定した額</p>

別表第三中「第五条」を「第六条」に改め、「(専任副管理者を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、附則第八項(給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)第十八条第七項の改正規定、第二十一条第一項及び第五項の改正規定、第二十一条の二第二項の改正規定並びに第二十一条の四第一項第二号の改正規定に限る。)の規定による改正後の給与条例の規定及び附則第十七項(職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)第十四条第一項第二号の改正規定に限る。)の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、令和元年十二月十四日から適用する。
- (経過措置)
- 2 施行日から令和五年三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)における地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員(以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。)(この条例による改正後の特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。))別表第二に掲げる簡易な補助的業務を行う者その他任命権者が定める者を除く。)の報酬(改正後の条例第二条に規定する報酬に限る。)の額については、改正後の条例第二条及び別表第二の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、報酬(改正後の条例第二条に規定する報酬に限る。)及びこれに対する地域手当に相当する報酬に附則第九項の基礎額に乗じる割合を乗じて得た額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。ただし、改正後の条例第三条に規定する報酬(附則第八項の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。))第十四条から第十六条までに規定する手当に相当する報酬を除く。)及び改正後の条例第七条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる報酬の額は、改正後の条例第二条及び別表第二の規定により定められる額とする。
- 3 会計年度任用短時間勤務職員(改正後の条例別表第二に掲げる簡易な補助的業務を行う者その他任命権者が定める者を除く。)に対する令和二年六月に期末手当を支給する場合における改正後の条例第七条第二項の規定の適用については、同項中「第二十一条第五項中」とあるのは、「第二十一条第三項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百」と、同条第五項中」とする。
- 4 会計年度任用短時間勤務職員(改正後の条例別表第二に掲げる簡易な補助的業務を行う者その他任命権者が定める者に限る。)には、改正後の条例第七条の規定にかかわらず、令和二年六月の期末手当を支給しない。
- 5 前項の会計年度任用短時間勤務職員に対する改正後の条例第七条第二項の規定の適用については、同項中「第二十一条第五項中」とあるのは、令和二年十二月に期末手当を支給する場合にあつては「第二十一条第三項中「百分の百三十」とあるのは「百分の三十九」と、同条第五項中」と、令和三年度に期末手当を支給する場合にあつては「第二十一条第三項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十八」と、同条第五項中」と、令和四年度に期末手当を支給する場合にあつては「第二十一条第三項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百四」と、同条第五項中」とする。
- 6 常時勤務を要する職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。)を退職し、引き続き職員(管理者が定める者に限る。)として在職した後、引き続き会計年度任用短時間勤務職員(管理者が定める者に限る。)となつた者に対する令和二年六月に期末手当を支給する場合における改正後の条例第七条第二項において準用する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「基準日以前六箇月以内の期間」とあるのは、「基準日以前六箇月以内の期間及び常時勤務を要する職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。)を退職した日のうち最も遅い日の属する年度の十二月二日から翌年三月三十一日までの期間」とする。
- (委任)
- 7 前五項及び附則第九項から第十四項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
- (給与条例の一部改正)

8 給与条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「(第二十二条に規定する職員以外の職員をいう。)」を削る。

第六条第十項中「十分の八」を「当該再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 新たに法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)となつた者(次項に規定する者を除く。)の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の直近上位の額の号給(第四号に掲げる職員にあつては、同号に掲げる号給)を超えない範囲内において、管理者が定める基準に従い決定する。

- 一 企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者 二十二万四千三百十円
- 二 住民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者 二十一万七千五百十円
- 三 内部事務等の補助的業務を行う者 十八万六千九百八十円
- 四 簡易な補助的業務を行う者 十三号給

12 技能労務職給料表の適用を受ける職員のうち、新たに会計年度任用職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の直近上位の額の号給(第二号に掲げる職員にあつては、同号に掲げる号給)を超えない範囲内において、管理者が定める基準に従い決定する。

- 一 技能労務業務の補助的業務を行う者 十七万三千五百八十三円
- 二 簡易な補助的業務を行う者 一号給

第十三条第一項中「定める場合」の下に「(会計年度任用職員にあつては、管理者が定める場合)」を加える。

第十八条第七項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十一条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第五項中「若しくは失職し」を削る。

第二十一条の二第二項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十一条の四第一項第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十一条の七第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第六条第四項から第七項まで、第八条の二から第十条まで、第十条の三、第十一条の三、第十七条の三、第十八条、第二十一条、第二十一条の二及び前条の規定は、会計年度任用職員(第二十一条の規定にあつては、会計年度任用職員のうち管理者が定める者に限る。)には適用しない。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

附則に次の二項を加える。

7 再任用職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。)の給料月額、第五条、第六条及び別表第二の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び一時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額(第十三条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。)は、第五条、第六条及び別表第二の規定により定められる額とする。

- 一 再任用職員でその職務の級が九級であるもの 千分の三百四
- 二 再任用職員でその職務の級が八級であるもの 千分の百八十六
- 三 再任用職員でその職務の級が七級であるもの (第八条の二第一項の規定により管理職手当を支給される者に限る。) 千分の百二十一

8 職員のうち、第十九条に規定する一時間当たりの給与額が当該職員に適用される最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の給料月額は、当分の間、第五条及び第六条の規定にかかわらず、管理者が定める額とする。

(給与条例の一部改正に伴う経過措置)

9 特定期間における法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)(改正後の給与条例第六条第十一項第四号又は同条第十二項第二号の規定の適用を受ける者その他任命権者が定める者を除く。)の給料の月額については、当該会計年度任用職員に適用される給料表の給料月額にかかわらず、当該給料月額に、基礎額(この項の規定を適用する前の当該会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。)に百分の百九十九(施行日から令和三年三月三十一日までの間にあつては、百分の二百二十)を乗じて得た額を十二で除して得た額(その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。ただし、改正後の給与条例に規定する手当(改正後の給与条例第十四条から第十六条までに規定する手当を除く。)及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、当該会計年度任用職員に適用される給料表の給料月額により定められる額とする。

10 会計年度任用職員(改正後の給与条例第六条第十一項第四号又は同条第十二項第二号の規定の適用を受ける者その他任命権者が定める者を除く。)に対する令和二年六月に期末手当を支給する場合における改正後の給与条例第二十一条第三項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは、「百分の百」とする。

11 会計年度任用職員(改正後の給与条例第六条第十一項第四号又は同条第十二項第二号の規定の適用を受ける者その他任命権者が定める者に限る。)には、改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、令和二年六月の期末手当を支給しない。

12 前項の会計年度任用職員に対する改正後の給与条例第二十一条第三項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは、令和二年十二月に期末手当を支給する場合にあつては「百分の三十九」と、令和三年度に期末手当を支給する場合にあつては「百分の七十八」と、令和四年度に期末手当を支給する場合にあつては「百分の百四」とする。

13 常時勤務を要する職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。)を退職し、引き続き職員(管理者が定める者に限る。)として在職した後、引き続き法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第

一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員となつた者に対する令和二年六月に期末手当及び勤劬手当を支給する場合における改正後の給与条第二十一条第二項及び第二十一条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「基準日以前六箇月以内の期間」とあるのは、「基準日以前六箇月以内の期間及び常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）を退職した日のうち最も遅い日の属する年度の十二月二日から翌年三月三十一日までの期間」とする。

14 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）附則第十九条（同法附則第十九条の二の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの条例による改正後の給与条附則第七項の規定の適用については、同項第一号中「千分の三百四」とあるのは「千分の二百四十三」と、同項第二号中「千分の百八十六」とあるのは「百分の十二」と、同項第三号中「千分の百二十一」とあるのは「千分の五十二」とする。

（旅費条例の一部改正）

15 旅費条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第六号）の一部を次のように改正する。
第二十四条中「給与条第二十二条に規定する職員及び」を削り、「管理者」を「管理職」に改める。
（勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正）

16 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第七号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「四十時間を超えず二十八時間四十五分を下らない範囲内において、管理者が定める」を「三十八時間四十五分とする」に改め、同条第二項中「三十二時間を超えず三十一時間を下らない」を「十五時間三十分から三十一時間までの」に改める。
第四条第一項中「場合は、」を「場合は少なくとも」に改める。
第五条中「第二条第三項」を「第二条第一項若しくは第三項」に改める。
第十二条を次のように改める。

第十二条 職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の年次休暇は、一年度につき二十日とする。ただし、年度の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる者のその年度の年次休暇は、次のとおりとする。

その者の当該年度における在職期間	日数
一月に達するまでの期間	二日
一月を超え二月に達するまでの期間	三日
二月を超え三月に達するまでの期間	六日
三月を超え四月に達するまでの期間	七日
四月を超え五月に達するまでの期間	八日
五月を超え六月に達するまでの期間	十一日
六月を超え七月に達するまでの期間	十二日
七月を超え八月に達するまでの期間	十三日
八月を超え九月に達するまでの期間	十六日
九月を超え十月に達するまでの期間	十七日
十月を超え十一月に達するまでの期間	十八日
十一月を超え一年未満の期間	二十日

2 再任用短時間勤務職員の年次休暇は、その者の勤務時間等を考慮し、一年度につき二十日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。

第十三条第一項中「年次」を「年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「一の年次」を「当該年度」に、「その年次」を「その年度」に改め、「ある」の下に「場合において、その年度から継続してその次の年度も在職する」を加え、「次の年次」を「次の年度」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 前条及び前二項の規定による年次休暇の日数が労働基準法（昭和三十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇の日数に達しないときは、当該年次有給休暇の日数を、その者の年次休暇の日数とする。

第十五条第二項中「一年」を「一年度」に改め、「年次及び」及び「及び第二項」を削る。

第十七条を次のように改める。

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第十七条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

17 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「（特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）第四条の二に規定する

職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。」を削る。

第二条第一項中「職員」を「前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（専任副管理者の給与に関する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第三号）第一条に規定する専任副管理者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。第三項を除き、以下「職員」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要しない者であつて、職員（第一項に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第五条第一項中公務上の傷病又は死亡により退職した者に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第七条第五項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第六項中「前項第二号又は第三号」を「前項第一号又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第七条の二 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 一 第二条第三項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- 二 第二条第三項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して十二月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第七条の三 第七条第五項各号に掲げる職員としての引き続き在職期間には、第二条第三項に規定する者に相当する第七条第五項各号に掲げる職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、第七条第五項各号に掲げる職員に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第十四条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附則第二項中「まで」の下に「及び前項」を加え、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 当分の間、第二条第三項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至つた者については、同項の規定の適用を受ける者とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第三条、第五条及び第五条の二の規定による退職手当の基本額は、これらの規定により計算した退職手当の基本額の百分の五十に相当する金額とする。

別表第一「備考第一項中「若」の下に「その他管理者が定める者」を加える。

（職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の一部改正）

18 職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第五条中「合計額」の下に「（法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）にあつては、報酬（特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）第三条に規定する報酬にあつては、給与条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号）第十条の二に規定する手当に相当する報酬に限る。）の額）」を加える。

第六条第三項中「給与」の下に「（会計年度任用短時間勤務職員にあつては、報酬、費用弁償及び期末手当）」を加える。（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

19 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同項に次の一号を加える。

四 給料を支給される職員 法第二条第四項の規定に準じて計算した額

第五条第二項中「および」を「及び」に、「もしくは第三号」を「から第四号まで」に改める。

（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

20 前項の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第一項第四号の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

21 職員の育児休業等に関する条例（平成四年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する」を「の」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号）第八条第一号の規定により任期を定めて採用された職員

第二条に次の一号を加える。

五 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

- イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- (2) その養育する子（法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（以下「一歳六箇月到達日」という。）（第二条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(3) 勤務日の日数を考慮して管理者が定める非常勤職員

ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用されることとなる日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の三を第二条の五とし、第二条の二の次に次の二条を加える。

（法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の三 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
- 二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後であるとき又は当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）当該育児休業に係る子が一歳二箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生した日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生した日以後当該非常勤職員が勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号）第十四条第二号の規定による特別休暇に相当する休暇を受けることにより勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- 三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後であるときにあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用されることとなる日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六箇月到達日
 - イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしているとき又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしているとき
 - ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理者が定める場合に該当するとき

（法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用されることとなる日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日において育児休業をしているとき又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六箇月到達日において地方等育児休業をしているとき
- 二 当該子の一歳六箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理者が定める場合に該当するとき

第三条に次の二号を加える。

七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること又は第二条の四の規定に該当すること。

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用されることとなる日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第五条の三第二項中「いる職員」の下に「（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項各号に掲げる者を除く。）」を加える。

第六条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第六条 法第十九条第一項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。

- 一 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める非常勤職員
第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(部分休業の承認)」を付する。

第八条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付する。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

22 職員の再任用に関する条例(平成十三年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の四第二項」を「第二十八条の四第一項、同条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(定年退職者に準ずる者)

第一条の二 法第二十八条の四第一項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第二十八条の二第一項の規定により退職した者又は法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用することができるものは、次に掲げる者とする。

一 二十五年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

二 前号に該当する者として再任用されたことがある者(同号に掲げる者を除く。)

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

23 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年名古屋港管理組合条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に改め、同項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に改め、同条第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

24 一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成十五年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項」の下に「第四条」を加える。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(任期を定めた採用)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

第三条中「前条各項」を「前二条」に改める。

第四条中「前条の規定による」の下に「当該職員の」を加える。

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

25 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

26 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第八条 任命権者は、第二条第一項又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

一 一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成十五年名古屋港管理組合条例第六号)第二条の二第一項第一号の規定による任期を定めた採用

二 法第二十二條の三の規定による臨時的任用

(専任副管理者の給与の特例に関する条例の一部改正)

27 専任副管理者の給与の特例に関する条例(平成二十九年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)」を「専任副管理者の給与に関する条例(令和二年名古屋港管理組合条例第三号)」に、「特別職条例」を「専任副管理者給与条例」に、「二」を「一」に、「平成二十三年四月二十七日」を「令和三年四月二十七日」に、「特別職条例第二条第一項」を「専任副管理者給与条例第二条第一項」に、「特別職条例別表第一に掲げる」を「同項に規定する」に、「特別職条例第二条第二項」を「専任副管理者給与条例第二条第二項」に、「第四条の二」を「第四条」に、「同表に掲げる」を「専任副管理者給与条例第二条第一項に規定する」に改める。

第二条中「特別職条例」を「専任副管理者給与条例」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

専任副管理者の給与に関する条例を公布する。

令和二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合条例第三号

専任副管理者の給与に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、専任副管理者（副管理者の職にある者のうち、愛知県又は名古屋市の特別職の職にある者以外の者をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与）

第二条 専任副管理者の給料月額は、九十万五千元以内において管理者が定める額とする。

2 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）第十条の二、第十一条及び第二十一条の十の規定は、専任副管理者について準用する。

3 給与条例第二十一条及び第二十一条の三から第二十一条の五までの規定は、専任副管理者について準用する。この場合において、同条例第二十一条第三項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」と、同条例第五項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に百分の百二十を乗じて得た額に給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

（給与の支給方法）

第三条 前条に規定する給与の支給方法は、この条例に定めるもののほか、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（退職手当）

第四条 専任副管理者の退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）の適用を受ける職員の例により支給する。ただし、同条例第二条の三中「基本額に、第六条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額」とあるのは「基本額」と、同条例第五条第一項中「定年に達したことにより退職した者若しくはこれに準ずる理由その他その者の事情によらない理由により退職した者で管理者が定めるもの」とあるのは「任期満了により退職した者、専任副管理者として四年を超えて在職した後退職した者」とする。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。
令和二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「年五パーセントの」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条に規定する法定利率による」に改める。

第五十五条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第七十五条第二項中「及び児童手当」を「児童手当及び年末調整還付金（年末調整に伴う所得税の還付金をいう。以下同じ。）」に改める。

第百五十三条第一項各号列記以外の部分中「および」を「及び」に改め、「の各号」を削り、「または」を「又は」に改め、同項第二号中「支払ひまたは」を「支払ひ又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任

第百五十三条第一項第七号中「および」を「及び」に改める。

第百六十三条を次のように改める。

（物件売却の場合の目的物の種類、品質又は数量に関する担保）

第百六十三条 物件売却契約において目的物の引渡し後は、本組合は、当該目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について、担保の責任を負わないものとする。

第百八十六条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十四条の二の二第一項」に改める。

別表第二七賃金の項を削り、同表中「8報償費」を「7報償費」に、「9旅費」を「8旅費」に、「10交際費」を「9交際費」に、「11需用費」を「10需用費」に、「12役務費」を「11役務費」に、

「13委託料」を「12委託料」に、「14使用料及び賃借料」を「13使用料及び賃借料」に、「15工事請負費」を「14工事請負費」に、

「16原材料費」を「15原材料費」に、「17公有財産購入費」を「16公有財産購入費」に、「18備品購入費」を「17備品購入費」に、「19負担金、補助金、補助交付金」を「18負担金、補助及び交付金」に、「20扶助費」を「19扶助費」に、「21貸付金」を「20貸付金」に、

「22補償、補填及び賠償金」を「21補償、補填及び賠償金」に、「23償還金、利子及び割引料」を「22償還金、利子及び割引料」に、「24投資及び出資金」を「23投資及び出資金」に、

「25積立金」を「24積立金」に、「26寄附金」を「25寄附金」に、「27公課費」を「26公課費」に、「28繰出金」を「27繰出金」に改める。

様式第四十七号中「及び給与条項」を「給与条項」に、「期末半正」を「期末半正及び年末調整還付金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則（以下「改正後の規則」という。）第三十七条第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する履行延期の特約等をする場合における延納利息について適用し、施行日前にこの規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則（以下「改正前の規則」という。）第三十七条第一項に規定する履行延期の特約等をする場合における延納利息については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第五百五十三条及び第六六十三条の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている様式第四十七号の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則（昭和三十九年名古屋港管理組合規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表施設運営事業会計勘定科目表費用の表及び埋立事業会計勘定科目表費用の表中

	壽命	
--	----	--

を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の規定は、令和二年度の事業年度から適用し、令和元年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第8号

令和2年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成30年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和2年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

平成30年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

		歳 入		歳 出
第1款	分担金及び負担金	8,264,987,941円		
第1項	負担金	8,264,987,941円		
第2款	使用料及び手数料	4,759,633,926円		
第1項	使用料	4,759,596,126円		
第2項	手数料	37,800円		
第3款	国庫支出金	645,509,905円		
第1項	国庫負担金	645,509,905円		
第4款	財産収入	5,357,447,072円		
第1項	財産運用収入	4,878,609,365円		
第2項	財産売払収入	478,837,707円		
第5款	寄附金	0円		
第1項	寄附金	0円		
第6款	繰入金	128,051,067円		
第1項	他会計繰入金	128,051,067円		
第7款	繰越金	1,160,477,762円		
第1項	繰越金	1,160,477,762円		
第8款	諸収入	2,842,296,445円		
第1項	延滞金、加算金及び過料	159,592円		
第2項	預金利子	677,662円		
第3項	受託事業収入	699,074,839円		
第4項	貸付金元利収入	1,349,060,028円		
第5項	特定施設整備収入	226,759,124円		
第6項	雑入	566,565,200円		
第9款	組合債	3,947,500,000円		
第1項	組合債	3,947,500,000円		
	歳 入	27,105,904,118円	合 計	
			歳 出	
第1款	議会費	153,481,321円		
第1項	議会費	153,481,321円		
第2款	総務費	2,809,086,636円		
第1項	総務管理費	2,739,947,023円		
第2項	監査委員費	69,139,613円		
第3款	企画調整費	906,299,194円		
第1項	企画調整管理費	801,016,653円		
第2項	調査費	105,282,541円		
第4款	港営費	2,516,529,549円		
第1項	港営管理費	1,348,600,881円		
第2項	運営費	1,167,928,668円		
第5款	建設費	10,680,293,844円		
第1項	建設管理費	1,710,131,867円		
第2項	整備費	8,970,161,977円		
第6款	公債費	8,265,180,454円		
第1項	公債費	8,265,180,454円		
第7款	予備費	0円		
第1項	予備費	0円		
	歳 出	25,330,870,998円	合 計	

名古屋港管理組合告示第9号

令和2年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和2年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		343,921,772円		
第1項	財産収入		96,525円		
第2項	寄附金		437,081円		
第3項	繰越金		60,364円		
第4項	積戻金		67,069,711円		
第5項	繰入金		276,258,091円		
第2款	海事文化振興基金収入		78,436,705円		
第1項	財産収入		42,803円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		4,365,360円		
第5項	繰入金		74,028,542円		
第3款	環境振興基金収入		108,174,329円		
第1項	財産収入		18,835円		
第2項	寄附金		1,259,568円		
第3項	繰越金		279,930円		
第4項	積戻金		56,615,996円		
第5項	繰入金		50,000,000円		
	歳 入	合	計		530,532,806円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		343,921,772円		
第1項	積立金		276,852,061円		
第2項	繰出金		67,069,711円		
第2款	海事文化振興基金		78,436,705円		
第1項	積立金		74,071,345円		
第2項	繰出金		4,365,360円		
第3款	環境振興基金		107,914,761円		
第1項	積立金		51,298,765円		
第2項	繰出金		56,615,996円		
	歳 出	合	計		530,273,238円

名古屋港管理組合告示第10号

令和2年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和2年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
令和2年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

令和2年度名古屋港管理組合一般会計予算

令和2年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,520,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		8,702,376 ^{千円}
	1 負担金	8,702,376
2 使用料及び手数料		4,462,662
	1 使用料	4,462,652
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,205,100
	1 国庫負担金	1,205,100
4 財産収入		5,121,948
	1 財産運用収入	4,852,680
	2 財産売却収入	269,268
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		2,095,825
	1 他会計繰入金	95,825
	2 他会計借入金	2,000,000
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		5,124,479
	1 延滞金、加算金及び過料	210
	2 預金利子	623
	3 受託事業収入	3,234,600
	4 貸付金元利収入	1,336,386
	5 特定施設整備収入	260,123
	6 雑収入	292,537
9 組合債		11,407,600
	1 組合債	11,407,600
歳入合計		38,520,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		173,926 ^{千円}
	1 議 会 費	173,926
2 総 務 費		3,069,049
	1 総 務 管 理 費	2,995,713
	2 監 査 委 員 費	73,336
3 企 画 調 整 費		913,630
	1 企 画 調 整 管 理 費	832,604
	2 調 査 費	81,026
4 港 営 費		4,885,254
	1 港 営 管 理 費	1,376,483
	2 運 営 費	3,508,771
5 建 設 費		21,892,141
	1 建 設 管 理 費	1,735,186
	2 整 備 費	20,156,955
6 公 債 費		7,556,000
	1 公 債 費	7,556,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		38,520,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
西部地区波除堤撤去費	令和3年度	千円 185,000
中川口通船門補修費	令和3年度	9,000
ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	令和3年度	81,000
ジェティイースト撤去費	令和3年度	113,000
新舞子マリンパーク整備費	令和3年度	22,000
新舞子マリンパーク補修費	令和3年度	65,000
堀川口防潮水門整備費	令和3年度	120,000
中川口ポンプ所補修費	令和3年度	33,000
堀川口防潮水門ポンプ所補修費	令和3年度	20,000
名古屋四日市国際港湾株式会社の 事業資金借入金に対する損失補償	令和2年度～令和23年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を 回収できないことにより損失を受けたと きは、80,700千円及び利息相当額を限度 として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業	千円 10,762,000	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行 その他の場合には起債年度から据置期間を 含めて30年度間以内に元利均等、元金均等 若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若 しくは2期に分けて償還し、又は満期日に 元金を一括して償還する。ただし、組合財 政その他の都合により据置期間及び償還期 間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借 り換えることができる。
単 独 事 業	242,100			
コンテナ埠頭 整備事業	403,500			
計	11,407,600			

令和2年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和2年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		千円 130,130
	1 財 産 収 入	124
	2 寄 附 金	10
	3 繰 越 金	10
	4 積 戻 金	67,986
	5 繰 入 金	62,000
2 海事文化振興基金収入		25,470
	1 財 産 収 入	55
	2 寄 附 金	10
	3 繰 越 金	10
	4 積 戻 金	13,395
	5 繰 入 金	12,000
3 環境振興基金収入		64,500
	1 財 産 収 入	16
	2 寄 附 金	20
	3 繰 越 金	20
	4 積 戻 金	14,444
	5 繰 入 金	50,000
歳 入 合 計		220,100

歳 出		金 額
款	項	
1 水族館振興基金		130,130 ^{千円}
	1 積立金	62,144
	2 繰出金	67,986
2 海事文化振興基金		25,470
	1 積立金	12,075
	2 繰出金	13,395
3 環境振興基金		64,500
	1 積立金	50,056
	2 繰出金	14,444
歳出合計		220,100

令和2年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施設及び用地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 27棟	一般使用許可面積	平方メートル 86,111
		専用使用許可面積	平方メートル 28,628
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 183,300
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷役機械 6基	貸 付 数	基 6
	埠頭用地		平方メートル 2,401,897
施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修及び 上屋等整備工事	千円 3,161,300	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	施設運営事業収益	4,127,000千円
第1項	営業収益	3,991,123千円
第2項	営業外収益	135,857千円
第3項	特別利益	20千円
	支 出	
第1款	施設運営事業費用	3,174,000千円
第1項	営業費用	2,558,529千円
第2項	営業外費用	66,105千円
第3項	特別損失	539,366千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,177,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額151,000千円、減債積立金280,654千円、建設改良積立金1,428,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,273,316千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		923,030千円
第1項	企 業 債		923,000千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金		10千円
第3項	寄 附 金		10千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入		10千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		4,101,000千円
第1項	建 設 改 良 費		2,819,600千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費		345千円
第3項	企 業 債 償 還 金		281,055千円
第4項	他 会 計 貸 付 金		1,000,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維 持 補 修 費	令 和 3 年 度	275,500千円
上 屋 整 備 費	令 和 3 年 度	286,000千円
埠 頭 用 地 整 備 費	令 和 3 年 度	1,459,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業
限 度 額	923,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利 率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。 ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	541,692千円
-------	-----------

令和2年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

護岸整備	築堤	504メートル
------	----	---------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	埋 立 事 業 収 益		389,000千円
第1項	営 業 外 収 益		388,970千円
第2項	特 別 利 益		30千円
		支 出	
第1款	埋 立 事 業 費 用		509,000千円
第1項	営 業 費 用		464,445千円
第2項	営 業 外 費 用		34,525千円
第3項	特 別 損 失		30千円
第4項	予 備 費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,979,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資	本	的	収	入	613,000千円				
第1項	雑			収	入	542,385千円				
第2項	貸	付	金	返	還	70,615千円				
			支		出					
第1款	資	本	的	支	出	3,592,000千円				
第1項	西	部	地	区	埋	立	事	業	費	2,190,500千円
第2項	南	5	区	埋	立	事	業	費	59,000千円	
第3項	総			係				費	263,978千円	
第4項	他	会	計	貸	付	金			1,000,000千円	
第5項	雑			支				出	78,522千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
西部	地区	埋	立	整	備	費
		令	和	3	年	度
						563,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	394,016千円
-------	-----------

名古屋港管理組合告示第11号

令和2年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和元年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

令和元年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和元年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,074,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,675,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		9,238,973 ^{千円}	△ 412,492 ^{千円}	8,826,481 ^{千円}
	1 負担金	9,238,973	△ 412,492	8,826,481
2 使用料及び手数料		4,589,494	89,492	4,678,986
	1 使用料	4,589,484	89,492	4,678,976
3 国庫支出金		1,029,300	△ 261,000	768,300
	1 国庫負担金	1,029,300	△ 261,000	768,300
8 諸収入		5,855,793	△ 2,173,000	3,682,793
	3 受託事業収入	3,837,200	△ 2,173,000	1,664,200
9 組合債		9,870,400	△ 317,000	9,553,400
	1 組合債	9,870,400	△ 317,000	9,553,400
歳入合計		36,749,000	△ 3,074,000	33,675,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 港営費		2,444,035 ^{千円}	5,688 ^{千円}	2,449,723 ^{千円}
	1 港営管理費	1,329,786	5,688	1,335,474
5 建設費		21,887,569	△ 2,945,192	18,942,377
	1 建設管理費	1,773,989	0	1,773,989
	2 整備費	20,113,580	△ 2,945,192	17,168,388
6 公債費		8,079,000	△ 134,496	7,944,504
	1 公債費	8,079,000	△ 134,496	7,944,504
歳出合計		36,749,000	△ 3,074,000	33,675,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
5 建設費	2 整備費	大江ふ頭岸壁整備費	105,000 ^{千円}	175,000 ^{千円}
		港湾改修(老朽化施設活用)交付金事業費	—	24,000
		作倉地区物揚場補修費	—	118,200
		緑地等施設整備交付金事業費	—	1,000
		海域環境創造・自然再生等交付金事業費	—	83,000
		大江川地区環境対策負担金	—	6,489
		高潮対策交付金事業費	—	502,000
		海岸堤防老朽化対策交付金事業費	—	2,000
		国直轄事業港湾管理者負担金	—	5,970,500

第3表 組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	9,092,000 ^{千円}	△ 317,000 ^{千円}	8,775,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	9,870,400	△ 317,000	9,553,400			

令和元年度名古屋港管理組合施設運営事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中「3,799,600千円」を「1,626,600千円」に改める。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,283,970千円」を「1,019,970千円」に、「10,000千円」を「5,000千円」に、「95,000千円」を「100,000千円」に、「建設改良積立金615,000千円」を削り、「1,132,624千円」を「483,624千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(△印は、減額を示す。)

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,631,030千円	△ 909,000千円	722,030千円
第1項 企業債	1,631,000千円	△ 909,000千円	722,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,915,000千円	△ 2,173,000千円	1,742,000千円
第1項 建設改良費	3,482,300千円	△ 2,173,000千円	1,309,300千円
	(企業債)		

第4条 予算第6条に定めた限度額「1,631,000千円」を「722,000千円」に改める。

訓 令

訓令第一号

組合内一般

名古屋港管理組合事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合事務決裁規程等の一部を改正する規程

(名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正)

第一条 名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「は」を「は」に改め、「事項を」の下に「建設部担当部長(技術調整担当)は同表四の二建設部の表に掲げる事項をそれぞれ」を加え、同条第九項中「別表第二四の二建設部の表」を「同表四の二建設部の表」に、「別表第四二の三建設部の表」を「同表二の三建設部の表」に改める。

別表第二(個別事務)の表四建設部の表技術管理課の項部長専決事項の欄各号を削る。

別表第二(個別事務)の表中四の二建設部の表を四の三建設部の表とし、四建設部の表の次に次の一表を加える。

四の二 建設部

建設部担当部長(技術調整担当)専決事項

- 一 工事に係る技術事項の処理基準の設定に関する事。
- 二 港湾施設及び海岸保全施設の技術的保守点検基準の設定に関する事。
- 三 港湾台帳及び海岸保全区域台帳に係る技術事項の処理に関する事。
- 四 港湾施設及び海岸保全施設の技術的調査及び測量並びに土地の測量に関する事。

(指名業者審査委員会規程の一部改正)

第二条 指名業者審査委員会規程(昭和三十二年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「建設部次長」を「建設部担当部長(技術調整担当)」に改める。

別表第二号中「建設部次長」を「建設部担当部長(技術調整担当)」に改める。

(名古屋港管理組合不当要求行為等対策規程の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合不当要求行為等対策規程(平成二十四年訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「部及び室に」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、リーダーは、部及び室にそれぞれ置くものとする。

第五条第二項中「部及び室の次長」を「総務部次長」に改め、同条第三項中「その所属する部又は室」を「本組合」に改める。

第六条第四項中「その所属する部又は室の」を削り、「及び」の下に「当該リーダーの所属する部又は室の」を加える。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

監査委員事項

名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員監査基準を次のように定める。
令和二年四月一日

名古屋港管理組合監査委員 近 藤 裕 人
同 篠 田 信 示
同 黒 川 和 博

名古屋港管理組合監査委員監査基準

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 一般基準(第二条―第七条)
- 第三章 実施基準(第八条―第十三条)
- 第四章 報告基準(第十四条―第十九条)
- 第五章 委任(第二十条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この基準は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十八条の四の規定に基づき、名古屋港管理組合監査委員(以下「監査委員」という。)が行う監査の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第二条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、名古屋港管理組合の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。
- 3 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び管理者に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第三条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- 一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- 二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- 三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- 四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- 五 例月出納検査 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- 六 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第四条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第五条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第六条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第七条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、また、そのために監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、第三条第一項第一号から第三号までに定める監査の実施に当たっては、監査計画、監査の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第三章 実施基準

(監査計画)

第八条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の種類、対象、実施時期、実施体制等について監査計画を策定するものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第九条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第十条 前条のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第十一条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

- 2 監査委員は、監査等(決算審査及び資金不足比率審査を除く。以下この項において同じ。)の実施に当たり、管理者等に対し、監査等の種類、対象、実施時期、実施体制等をあらかじめ通知するものとする。

(監査等の証拠入手)

第十二条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第十三条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第四章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第十四条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び管理者に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び管理者に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査及び資金不足比率審査を終了したときは、意見を管理者に提出するものとする。
(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第十五条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 この基準に準拠している旨
- 二 監査等の種類
- 三 監査等の対象
- 四 監査等の着眼点(評価項目)
- 五 監査等の実施内容
- 六 監査等の結果

2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となつた事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- 二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となつた事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- 三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となつた財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- 四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- 五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
- 六 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなつた当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
(合議)

第十六条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- 四 決算審査に係る意見の決定
- 五 資金不足比率審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び管理者に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第十七条 監査委員は、監査を実施した監査委員全員の連名で次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第十八条 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、期限を定めて、措置状況の報告を求めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

(公表の方法)

第十九条 この基準における公表は、名古屋港管理組合公報への登載により実施するものとする。

第五章 委任

(委任)

第二十条 この基準に定めるもののほか、監査等の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和二年四月一日から施行する。

(適用の特例)

- 2 この基準は、令和二年度以降の監査計画に基づき実施する監査の実施に係る手続等について適用する。
- 3 この基準施行の際、現に策定されている令和二年度の監査計画については、この基準により策定されたものとみなす。
(名古屋港管理組合監査事務処理規程の廃止)
- 4 名古屋港管理組合監査事務処理規程(昭和四十六年監査委員規程第二号)は、廃止する。